



平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 島 精 機 製 作 所  
代 表 者 名 代表取締役社長 島 三 博  
(コード番号 6222 東証 1 部)  
(問合せ先) 取締役総務人事部長 藤 田 紀  
(TEL 073-471-0511)

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由

中長期的な観点から株主のみなさまとの価値の共有を一層高めることを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して持続的な企業価値の維持と向上に向けた健全なインセンティブとして機能するものであります。

#### 2 議案の内容

当社の取締役の報酬額は、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 49 回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとして割り当てる新株予約権（以下「通常型ストックオプション」という。）に関する報酬額を年額 100 百万円以内とご承認をいただいて今日に至っております。今般、取締役に対するストックオプション制度を見直し、これまでの通常型ストックオプション制度を廃止するとともに、新たに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額 100 百万円以内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 【新株予約権の内容】

##### (1) 新株予約権の割当て対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償付与または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の上限

500 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に当社の取締役を割当先として、発行する新株予約権の上限とし、毎年割当ていたします。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に 1 株当たり 1 円を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で当社取締役会が定める期間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記（2）から（9）の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

(ご参考)

上記の当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に合わせ、上記と同内容の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を、当社の執行役員に対しても毎年割当てする予定です。

以 上